富山県シニアテニス連盟会則

第1条(名 称)

本会は、特定非営利活動法人日本シニアテニス連盟(以下「連盟」という。)の組織であり日本シニアテニス連盟北信越地区(以下「北信越地区」という。)に所属し「富山県シニアテニス連盟」(以下「本会」という。)と称する。

本会は昭和56年4月1日に設立された。

第2条(事務局)

本会の事務局は、理事長宅に置く。

第3条(目的)

本会は、主に富山県に在住する高齢者に対して、テニスの大会やイベント企画・開催及び運営支援に関する事業を行い、テニスの普及、振興を図り、もって「健康で長寿・親善と奉仕・世界平和」に寄与することを目的とする。

第4条(事業)

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ①会員に寄る各種大会の主催、主管
- ②関係団体との交流、異世代との交流、テニスの普及活動など
- ③その他、シニアテニスに関わる事業全般

第5条(組織)

本会は主として富山県内に在住する者で入会当年末に男子は満60歳以上、女子は満50歳以上の テニス愛好者で、連盟の会員で本会の趣旨に賛同し、連盟に入会金及び本会の会費を納入した者を もって組織する。

①本会は富山県テニス協会に加盟している。

第6条(役員)

本会に下記の役員を置く。

- ①会 長 1名 ②副会長 2名以内 ③理事長 1名 ④副理事長 2名以内
- ⑤常務理事 10 名以内 ⑥理事 15 名以内 ⑦監事 2 名以内

常務理事(会長、副会長、理事長、副理事長、総務委員長、総務副委員長、競技委員長、競技副委員長)

理事(各地区の代表)

第7条(役員の選任)

- ①会長、副会長、理事長、副理事長、総務委員長、競技委員長、常務理事は、現役員が会員の中より、それぞれ候補者を推薦し、役員会で選任の上、総会において承認を得る。
- ②副委員長、総務委員、競技委員は常務理事会で選任する。
- ③監事及び顧問は常務理事会で選任する。

第8条(職務)

役員の職務は下記のとおりとする。

- 会 長:①会長は本会を代表し、本会の組織を統括する。
 - ②総会を招集し、本会の円滑な運営を図る。
 - ③県内、外の関係団体との交流を深め、本会の発展に努める。

副会長:会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。

理事長:①本会の事業全般を掌握し、本会の事業を処理する。

②常務理事会並びに役員会を招集し、その議長となり、会の方針を順守し、本会の円滑な 運営を図る。

副理事長:理事長を補佐し、業務を遂行する。

常務理事:本会の重要な事項を掌握し、各担当業務を率先遂行する。

専門委員長:必要に応じて専門委員会を招集し、業務の詳細を検討し、円滑な運営を図る。

専門副委員長:専門委員長を補佐し、その部門の業務を遂行する。

理 事:以下の担当理事で構成し、総会、役員会、常務理事会、並びに専門委員会の決議事項を 執行する。

①総務担当理事:本会の会計、庶務、広報等を行う。

②競技担当理事:本会の競技に関わる業務を行う。

監 事:本会の会計監査を行う。

顧 問:会務について、会長の諮問に応じる。

第9条(会議)

本会の会議は総会、役員会、常務理事会及び専門委員会とする。

①総 会:総会は本会の最高議決機関であり全会員で組織する。

総会は年1回定期(毎年度終了後60日以内)に開催するほか、必要に応じて開催することができる。総会は会員の過半数(委任を含む)の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって議決する。

②役員会:第6条の役員で組織する。必要に応じて理事長が招集し、役員の選任、事業や予算、 会則の改定等の承認を行う

③常務理事会:常務理事で組織し必要に応じ理事長が招集する。

事業計画・報告、予算計画・報告、役員の推薦、会則の改定等総会に諮る議案を 決定する。

④専門委員会:総務委員会及び競技委員会は担当理事で組織する。

総務委員会:庶務に関する業務全般、財源の確保、予算計画、決算報告の作成、金銭の出納

競技委員会:年間事業の計画、運営・上部団体事業の案内、募集、後援、コート手配 ドロー作成

第10条(総会の承認事項)

①事業報告 ②収支決算報告 ③次年度事業計画 ④次年度予算計画 ⑤その他、本会則に定める事項

第11条(任期)

役員の任期は次のとおりとする。

- ①役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- ②欠員又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第12条(事業年度)

本会の活動及び会計年度は、毎年1月1日から12月31日の1年間とする。

第13条(会計)

- ①本会の会計は年会費、補助金、寄付金、大会参加費、その他の収入を充てる。
- ②すべての諸経費は理事長の承認を得て会計が送金又は現金をもって支払う。
- ③入会金 5,000円 (連盟への入会金)

- ④本会の年会費は 2,000 円 (内 500 円は連盟への年会費)
- ⑤大会参加費の他、行事内容により臨時徴収することがある。
- ⑥振込み先 郵便局:記号番号 13250

口座番号:15846071

口座名:富山県シニアテニス連盟

第14条(入会と会員の義務)

- ①入会希望者は、本会則を承諾して入会申込書を本会会長に提出する。
- ②会員は、本会則の第13条③項の入会金と④項の年会費を納入しなければならない。

第15条(休会と復会)

- ①会員は休会届を本会会長に届け出て、任意に休会することができる。
- ②休会期間の年会費は免除する。ただし、機関誌などの送付はない。
- ③継続して休会する場合は、毎年休会届を7月末日までに本会会長に提出する。
- ④休会者が復会するときは、本会会長に報告する。

第16条(退会と復会)

- ①会員は退会届を本会会長に届け出て、任意に退会することができる。
- ②次の場合は退会したものとみなす。
 - 死亡したとき。
 - ・休会届の提出がなく年会費を所定日(7月末日)までに納入しなかったとき。
- ③退会者が復会するときは、本会会長に届け出る。
- ④退会者が復会する場合は、定められた未納年分の年会費を納入するか、新規に入会(入会金5,000円)するかを選択できる。
- ⑤退会者が復会した場合は、すみやかに本会会長に報告する。

第17条(細 則)

本会則の施行に関し、必要な細則は常務理事会で審議し、決定する。

第18条(会則の改正)

本会則の改正は総会において出席者の過半数の賛成を必要とする。

第19条(施 行)

本会則は、令和5年4月1日より実施する。

付 則

平成25年2月、従来の会則を全面改定、総会にて承認 平成25年4月1日より実施する。

平成29年2月11日、第12条、事業年度改定、総会にて承認平成29年4月1日より実施する。

令和2年2月23日、第15条、退会と復会改定、総会にて承認 令和2年4月1日より実施する。

令和3年2月28日、第14条、休会と復会及び第15条、退会と復会改定、 総会にて承認 令和3年4月1日より実施する。

令和5年2月19日、第1条、第3条、第5条、第6条、第8条、第13条、 第16条を修正、第14条、入会と会員の義務を追加、総会にて承認後、 令和5年4月1日より実施する。

令和6年2月19日、第1条、第3条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第13条、第14条、第15条、第16条を修正、総会にて承認後、令和6年4月1日より実施する。